データ活用と課題と取り組み

一般社団法人 AIデータ活用コンソーシアム 理事・副会長 日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員 NTO

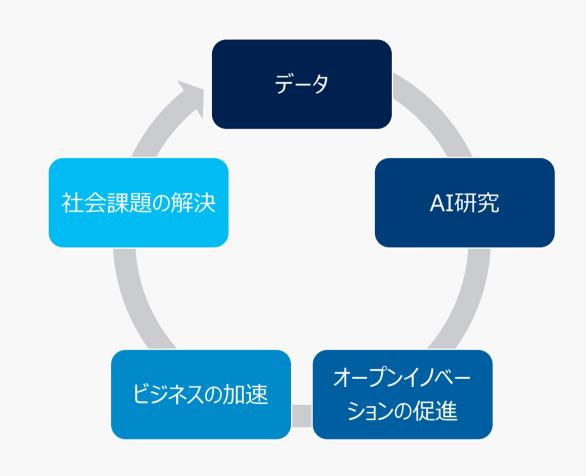
田丸健三郎

AIとデータを取り巻く課題



細分化されたデータ提供者、異なるライセンスの考え方、個人情報、計算リソースとの連携など、AI研究、オープンイノベーション、そしてソリューション化(商用化)には解決すべき多くの課題が存在しています。

- ・ データ提供、データ活用における契約プロセスの標準 化とデータ共有基盤の構築
- 個人情報・プライバシーに配慮したデータ活用モデルの実現
- 多種多様なデータのストア、データの商取引の実現により、持続可能なデータ活用基盤を実現



円滑データの流通の実現を通して社会課題の解決を促進

AIによる社会課題解決への貢献

様々なデータの提供、共有基盤の構築を通して、AI研究と社会課題の解決のための取り組みの接続を実現。



脳性麻痺、聴覚障碍者の話す言葉を認識 できるASR(Automatic Speech Recognition)エンジンは存在しない



支援者の多くは、発話困難な障碍者の話す言葉には共通点があると感じている。



会話データの収集と最新のAI研究による 発話困難な障碍者のコミュニケーション、 社会参画を支援

例:障碍者と健常者の円滑なコミュニケーションの実現

AIデータ活用コンソーシアム設立 2019年3月6日



発起人企業·団体

- ■京都大学
- ■ギリア株式会社
- ■国立国語研究所
- ■一般社団法人 日本電子出版協会
- ■東京大学
- ■東洋大学
- ■豊橋技術科学大学
- ■日本財団
- ■一般社団法人 日本支援技術協会
- ■日本マイクロソフト株式会社
- ■株式会社ブリックス
- ■株式会社ブロードバンドタワー
- ■理化学研究所
- ■株式会社Ridge-i

連携パートナー・オブザーバー

知財・契約・データ

研究・ソリューション

プラットフォーム



医中誌Web

Japan Medical Abstracts Society













文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



特許庁

- 般社団法人 日本電子出版協会
- デジタルアーカイブ学会



子出版協会

















国土交通省

デジタルアーカイブ学会 **Digital Archive Society**











- 総務省(MIC)
- 国十交通省(MLIT)
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)
- 公共交通オープンデータ協議会
- 般社団法人 日本支援技術協会

- 理化学研究所
- 大阪大学

コンソーシアムの主な活動

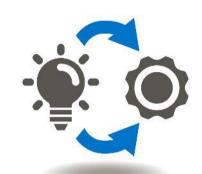


知的財産·契約

形を変えデータが永続するAIでは 従来と異なる取引、契約の考え方 が必要です。スマートコントラクトを 用いた柔軟なデータ取引の実現を 目指します。

渡部 俊也

東京大学 未来ビジョン研究センター 教授 / 副センター長



AI研究

コンソーシアムが取り組むデータ収集・流通を通して、国内の大学・研究機関等と連携し社会課題の解決に資するAI研究を加速していきます。

杉山 将

革新知能統合研究センター (AIP) センター長 / 東京大学大学院教授



データ収集・活用

領域を問わず様々なデータをコン ソーシアムが提供するデータ基盤を 通じて提供するとともに、AIによる社 会課題の解決に貢献します。

井佐原 均

豊橋技術科学大学教授 / 情報メディア基盤センター長



データ基盤

様々な契約条件、基準、セキュリティ要件に対応した柔軟なデータ流通基盤を提供し、重要性を増すデータ統制に対応します。

田丸 健三郎

日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員 NTO

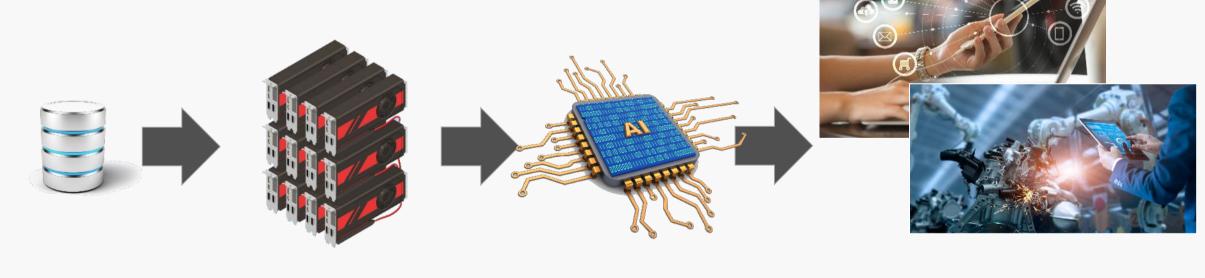
重要性増す責任
データと責任と知的財産



AIが変えるデータ売買契約

AIのビジネス活用により変わるデータの価値と

複雑になるデータ取引・契約



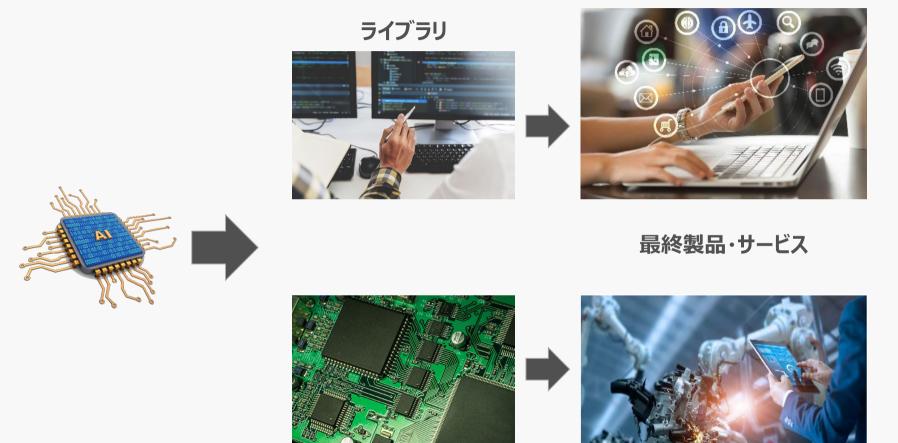
データ

学習

Al

ビジネスの創出

複雑な商流と権利



コンポーネント







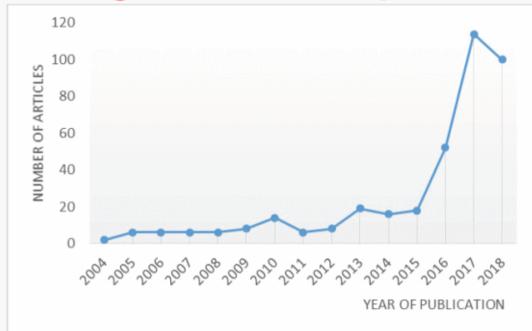
エンドユーザー

明確な製造物と責任

ソフトウェア開発と責任



"Right to Explanation"



Peeking Inside the Black-Box: A Survey on Explainable Artificial Intelligence (XAI)

The ICANN 2018 scientific programme includes the following workshops.

Interpretable Methods for Machine and Deep Learning

Description: Machine learning-based methods and, in particular, deep neural networlead have proven extremely successful in a wide variety of tasks but remain for the most part extremely opaque in terms of what they learn and how they use their acquired knowleds to make predictions. More specifically, without any insight into the network, the task of determining whether the system has properly integrated a specific concept is very difficult and the subsequent validation of the method for critical activities (e.g. driving, medicine,

European Union regulations on algorithmic decision-making and a "right to explanation"

Bryce Goodman, Seth Flaxman

(Submitted on 28 Jun 2016 (v1), last revised 31 Aug 2016 (this version, v3))

We summarize the potential impact that the European Union's new General Data Protection Regulation will have on the routine use of machine learning algorithms. Slated to take effect as law across the EU in 2018, it will restrict automated individual decision-making (that is, algorithms that make decisions based on user-level predictors) which "significantly affect" users. The law will also effectively create a "right to explanation," whereby a user can ask for an explanation of an algorithmi decision that was made about them. We argue that while this law will pose large challenges for industry, it highlights opportunities for computer scientists to take the lead in designing algorithms an

IGF 2018 WS #421 Algorithmic transparency and the right to explanation

Theme:

Cybersecurity, Trust and Privacy

Subtheme(s):

ALGORITHMS

Organizer 1: Civil Society, African Group

Organizer 2: Civil Society, Western European and Others Group (WEOG)

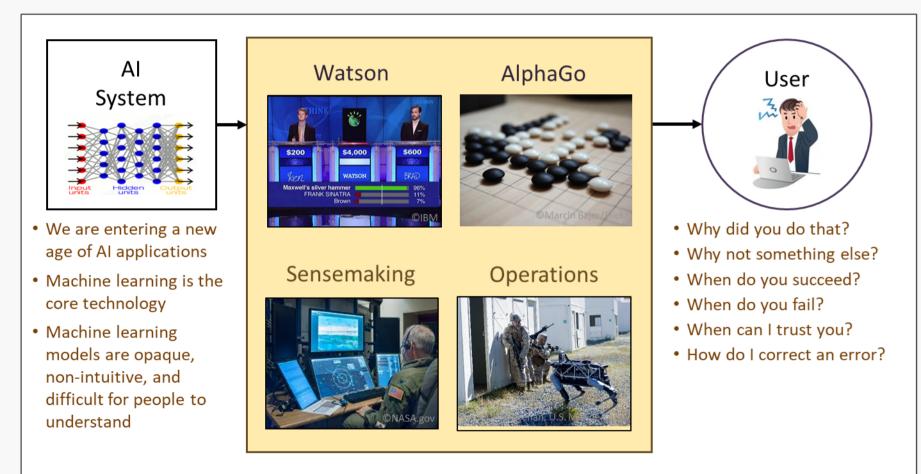
Format:

Break-out Group Discussions - 60 Min

Interventions:

- Alex Comninos and Deborah brown (APC) will be moderators - Jelena Jovanovic (cyber security professional) will provide an overview of the concepts of algorithmic transparency, algorithmic justice, algorithmic bias and real life examples of the effects of algorithms from an informatic security perspective. - Vidushi Marda (Article 19) will provide an overview of the human rights aspects of automated decision making. She will focus on the GDPR Article 22 and the EU guidelines on Automated decision-making. She will provide a policy and human rights perspective.

AIのビジネス活用と説明責任



DARPA – The Needs for Explainable Al

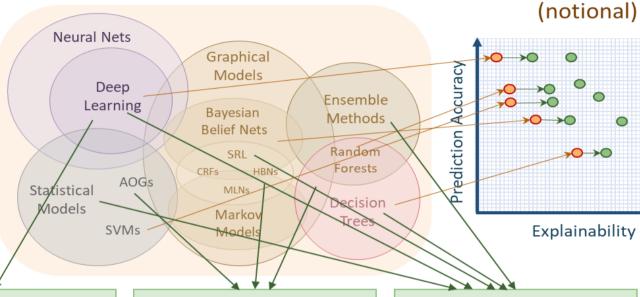


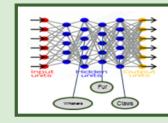
B.1 Explainable Models

New Approach

Create a suite of machine learning techniques that produce more explainable models, while maintaining a high level of learning performance

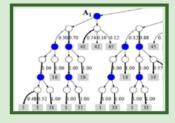
Learning Techniques (today)





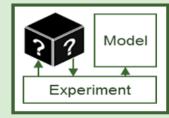
Deep Explanation

Modified deep learning techniques to learn explainable features



Interpretable Models

Techniques to learn more structured, interpretable, causal models



Explainability

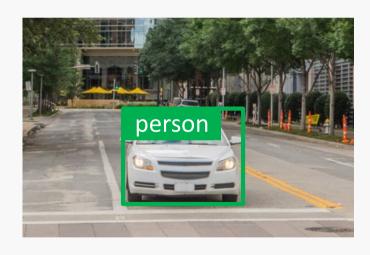
Model Induction

Techniques to infer an explainable model from any model as a black box

Distribution Statement "A" (Approved for Public Release, Distribution Unlimited)

AIが変えるデータの来歴管理

- トレーサビリティが求められる作業履歴
- 排除が難しい「誤り」と「悪意」によるアノテーション



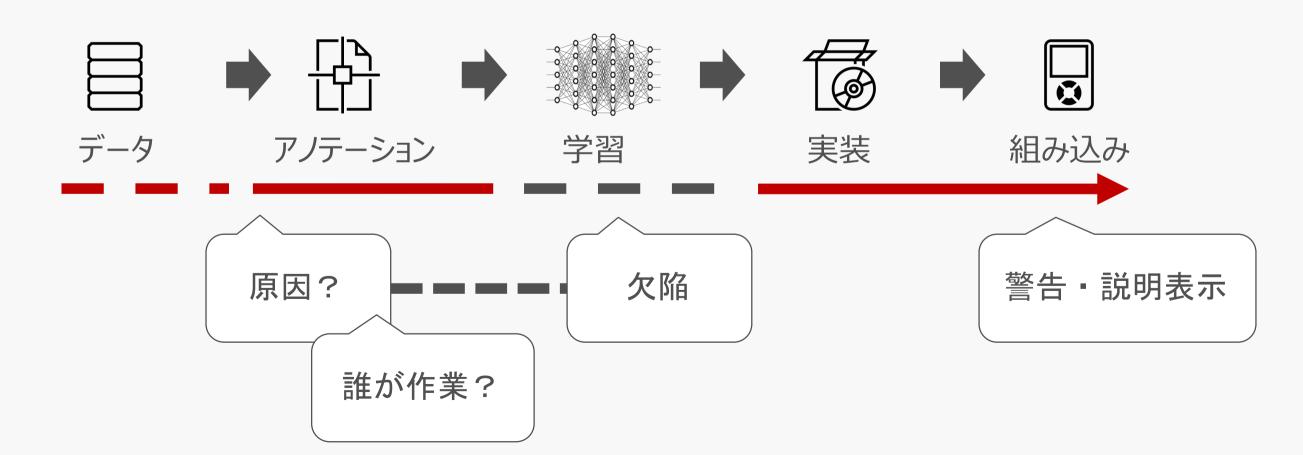




重要性を増す作業者の身元確認と保証

AIが変えるデータに求められる責任

AIを用いたシステムと責任



AIの用途 x 保証 x データ

レベル1



AIを使用することによる影響が想 定可能、且つ使用者に限定され 許容可能である。 レベル2



AIを使用することによる影響が想 定可能であり、補償もしくは回復 可能である。 レベル3



AIを使用することにより身体、社会権に影響を及ぼす可能性がある、若しくは補償、回復が困難である。

用途により異なるデータに求める保証レベル

利用者側の責任とは

「AIシステムにおけるデータ取り扱いの基本的な考え方」は、学習に使用するデータとAIシステムの関係を責任という観点から考察している。

AI システムにおけるデータ利用の特性と 取扱い上の留意点

2020年6月

田丸健三郎¹、満塩尚史¹、柳原尚史²、高木幸一³、 西村毅¹、梅谷晃宏¹、楠正憲¹、細川努¹

要旨

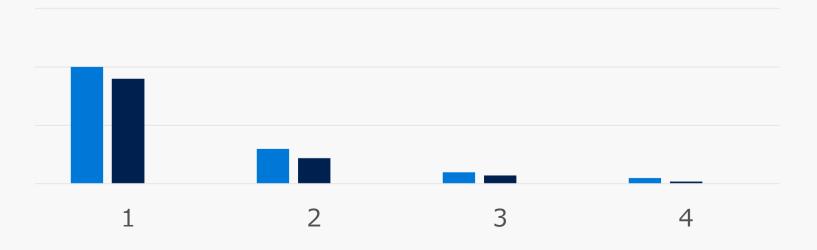
AI (便宜上、本書では、深層学習を含む機械学習を「AI」と表記する)の研究が進むとともに、AI の実社会への適用についても広く検討され始めています。一方で従来のルール、ロジックを基にしたアルゴリズム実装とは異なり、AI の推論過程を論理的に人が理解できる内容で説明することは現在の技術では困難と考えられています。加えて、学習に用いたデータの品質が AI の推論結果の品質に大きな影響を与え、データの偏り、不適切なアノテーションなどが誤った推論結果となって現れます。このような特性を踏まえ、政府情報システムにおいては、公平性、安全性、透明性およびセキュリティへの一層の配慮が重要です。

本書ではAIを政府情報システムまたは政府が提供するサービス等で活用する際に、リスク度に応じて考慮するべきAIの学習データに関する透明性の確保、偏り(バイアス)の排除、データ加工の来歴保管の必要性、権利関係についてAIを用いたシステムに求める検討事項および考え方を記述しています。

AIが変えるデータの価値評価

- 時間と共に変化する価値
- ・分布により異なる価値

データの内訳と品質とマーケットバリュー





順位	2018年	2019年
1	マジ卍	b
2	すこ	パリピ
3	彼ピッピ	タピる
4	バズる	とりま
5	ワンチャン	あね
6	パリピ	それな
7	ズッ友	フロリダ
8	草	おけまる
9	ぷちょへんざ	Z
10	好きピ	草

バイドゥ「Simeji」

報告書 序文

- ・ AIDCプラットフォームにおけるデータ提供契約に関する報告書
- ・ 機械学習を中心とするいわゆるAI(人工知能)が機能するためには、信頼性 の高い良質なデータが不可欠である。そのような条件を満たす各種データに、必 要に応じて簡便にアクセスできるデータプラットフォームが、デジタル社会における必 須なインフラとして期待されている。一方でデータをAI・機械学習の学習に用いる 際は、倫理、知的財産、製造物責任など多くのことを考慮しなくてはならず円滑な データ取引を困難なものとしている。
- ・ 一般社団法人 AIデータ活用コンソーシアム(以下「AIDC」という。)は、AIの研究と利活用において不可欠な各種データを収集し、それらを円滑かつ効率的に流通促進するためのプラットフォームとコミュニティを構築することで、日本におけるAIの研究と利活用をより一層加速させることを目標とし活動を行っている。AIDCの知的財産・契約検討ワーキンググループ(主査:渡部俊也教授。以下「本WG」という。)は、AIDCのデータ基盤を介したデータの流通において、データ提供者とデータ利用者の間に適用される契約の定型化と、当該契約の作成にかかるコストの低減化を目指し、当該契約の内容について、別紙1のメンバーで、2019年9月から2021年11月までの期間、全24回の部会を開催し、検討を重ねてきた。

AIDC プラットフォームにおける データ提供契約に関する 報告書

初版

2022 年 2 月 17 日 一般社団法人 AI データ活用コンソーシアム 知的財産・契約検討ワーキンググループ

一般社団法人AIデータ活用コンソーシアム知的財産・契約検討WG名簿

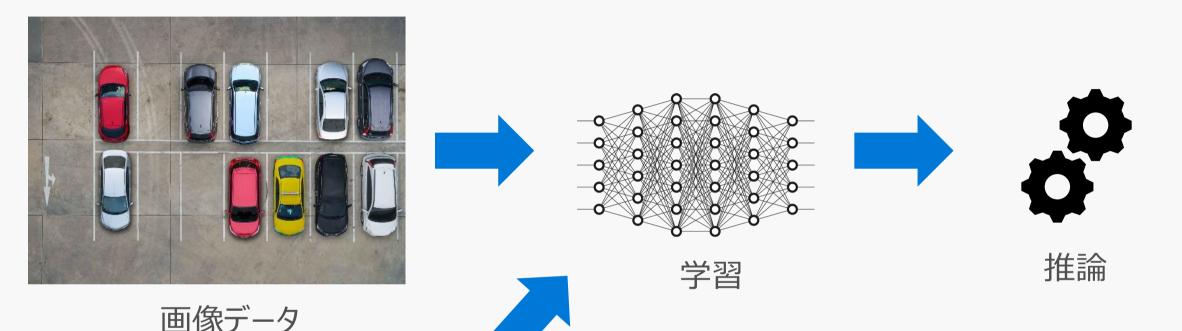
(本WG参加当時の肩書・所属を記載。敬称略)

主査			アドバイナ	ザー	
•	渡部 俊也	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授	•	青木 大介	金融庁 総合政策局総合政策課フィンテック室
委員			•	阿部 学	国立研究開発法人科学技術振興機構
•	阿部 豊隆 柿山 佑人 榊原 颯子 柴野 相雄	TMI総合法律事務所 弁理士·Cal州弁護士 TMI総合法律事務所 弁護士 TMI総合法律事務所 弁護士 TMI総合法律事務所 弁護士	•	岩島 真理 菊地 陽一 佐藤 涼 関 優志	国立研究開発法人科学技術振興機構 特許庁 総務部企画調査課 国土交通省 総合政策局モビリティサービス推進課 経済産業省 経済産業政策局
•	下川 和男	イースト(株) 取締役会長			知的財産政策室
•	田丸 健三郎	日本マイクロソフト(株) 業務執行役員 ナショナルテクノロジーオフィサー	•	坪井 恵理佳 坪内 優佳	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 特許庁 総務部企画調査課
•	土肥 里香	TMI総合法律事務所 弁護士	•	天白 隼也	金融庁 総合政策局総合政策課 フィンテック室
•	野呂 悠登	TMI総合法律事務所 弁護士	•	永野 志保	特許庁 総務部企画調査課
•	舟山 聡	日本マイクロソフト(株)業務執行役員 政策渉外・法務本部 副本部長 弁護士	•	西原 栄太郎 橋本 優里花 室	独立行政法人情報処理推進機構 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策
•	松村 将生	(株) エクサウィザーズ 弁護士	•	日置 巴美	三浦法律事務所 弁護士
•	村上 諭志	TMI総合法律事務所 弁護士	•	松尾浩司	国立研究開発法人科学技術振興機構
•	村田 真	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授	•	三木 康平 森川 蓉子	金融庁 総合政策局総合政策課 フィンテック室 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
•	李 秀元	(株)ブロードバンドタワー 取締役執行役員 経営戦略・DC事業担当	•	山本 和男吉田 浩子 渡邉 遼太郎	内閣府 政策統括官付上席政策調查員 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長補佐 弁護士

データと知的財産



例) 画像とラベルの二つのデータを使用



Image(ファイル名) xmin label ymin xmax ymax shutterstock_107834711.jpg 279.5211031 573.5263251 868.5476314 1236.99047 Worker shutterstock_107834711.jpg 963.1650996 630.8133642 1288.328995 1238 Worker shutterstock_68568742.jpg 8.99531494 431.8333282 466.0906185 1275 Worker shutterstock_68568742.jpg 386.1322635 466.5000153 940.510151 1275 Worker

アノテーションデータ

AIベンダー、エンジニアが注意するべき法的事項

アノテーション作業、クレンジング作業

- アノテーション作業、クレンジング作業により、どのような権利が発生するか。
- 著作権が発生するか?
- 著作者は、著作者人格権と著作権を享有する(著作権法17条1項)。
- ・ 著作者人格権と著作権の享有には、いかなる方式の履行も不要(同条2 項)。

著作物の創作と言えるか?

- ・ 著作者: 著作物を創作する者をいう(2条1項2号)。
- **著作物**:思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、 学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(同項1号)。
- アノテーション作業、クレンジング作業は、著作物を創作する作業といえるか。

「限定提供データ」としての保護

不正競争防止法2条7項

この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。

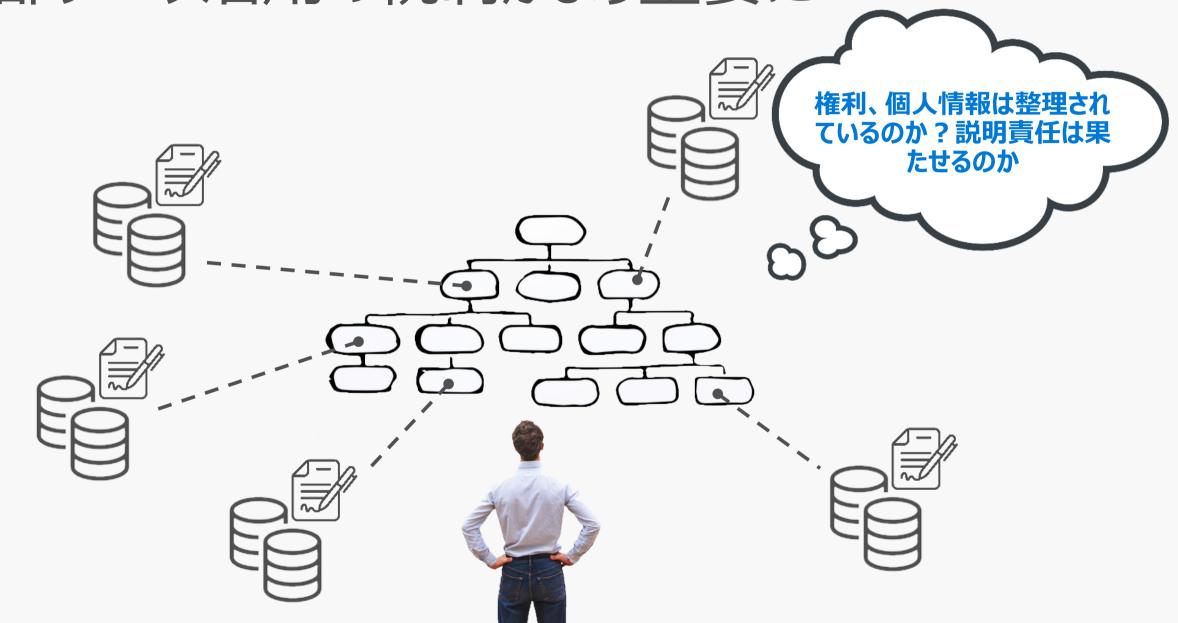
特別法による保護以外に保護する方法

- 契約による保護。
- 契約において、権利、義務というルールを定め、それによって、自己の権利を保護する。
- 信用できる特定のプラットフォーム上で、一定のルールに従って、アノテーションデータ、クレンジングデータを流通させることが重要。

AIが変えるデータの 価値とデータ流通基 盤の構築



外部データ活用の統制がより重要に



[AIDC Data Cloud]

2022年3月サービス開始

- 登録無料
- 様々な課金モデルに対応
- 動的契約モデルへの対応

https://www.aidcdatacloud.com/



求められるAI利用を想定したデータ取引の仕組



商流により異なる データ売買契約



データに求められる 来歴と保証



時間と内訳により 変わるデータの価値

①『AIDC DataCloud』が実現するデータ流通





◇ 様々商流に対応した契約テンプレート



7 来歴情報に対応したデータカタログ



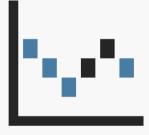
1 柔軟な課金モデル

データ販売代金から基盤維持に要する費用を手数料として課金

様々な課金モデル



期間



ワンタイム

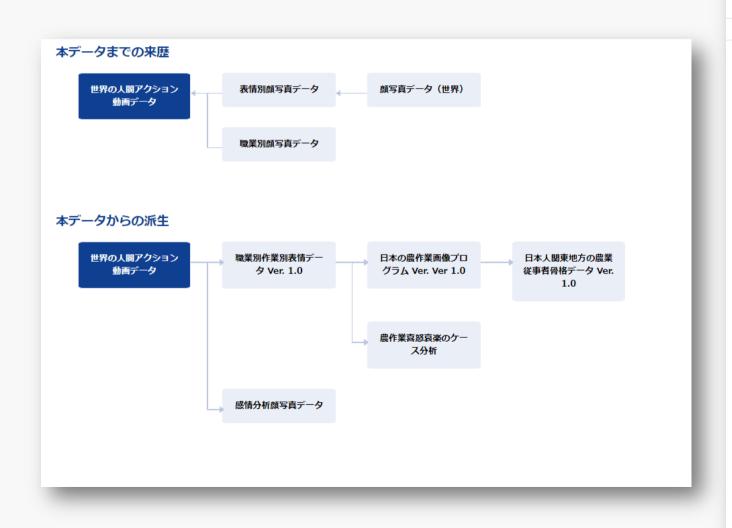


ボリューム



レベニューシェア

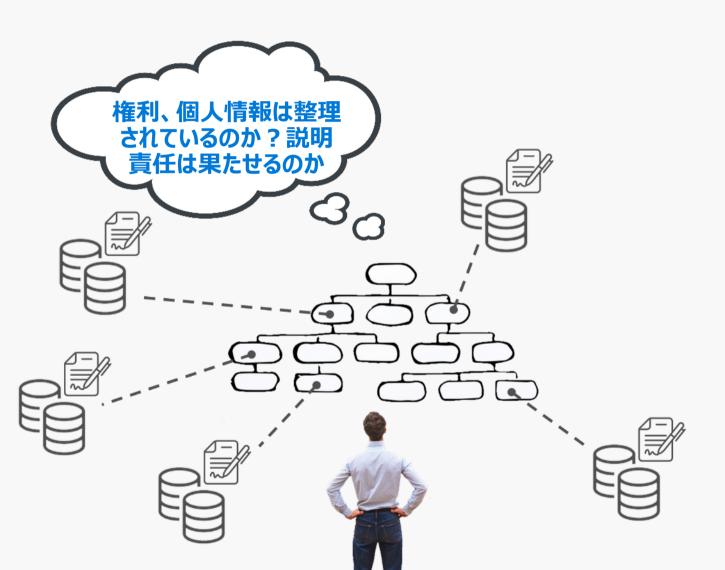
様々な契約条件に対応



9	Data Cloud	すべてのデータ	v +-3-k Q)	d	
お知らせ	マイデータ 販売契約	中請確認(構築中)	お問い合わせ	ログアウト	
	脅 ホーム / データカタログ契	約項目の登録			
	データカタログ契約項目の				
	販売時に契約書を作成するために	売時に契約書を作成するためにあらかじめ記載項目を登録します。			
	登録データ名称				
		契約書掲示のデータ名	展作業喜怒衰寒のケース分析		
	・契約譜元入力				
		データ種類の選択	□ オリジナルデータ □ アノテーションデータ □ クレンジングデータ		
		データの内容を入力 (改行は出来ません)	「強焼」の例)地下鉄〇〇帳の運行規度データ等 「内容」の例)発養時間、車両展号等 北こによわした支急に加え、 日本国風 関係の保護に関する法律上の個人情報を含まない。」 という支急が固定で契約者に出力されます。		
		購入者に希望するデータ 管理方法	ID パスワード 頃号化		
		オリジナルデータの対象 時期	例)〇年〇月〇日~〇年〇月〇日に取得したデータ ※データの性質に応じた単位(日単位、時・分・秒単位、年・月単位、〇頃、〇前後 等)、できるだけ具体的に記載してください。		
		データの分布・傷り	例) アンケート情報について、自然書語で記述する場合「日本人以外の回答を除外している。」 自然書語以外で記述する場合、リスト等で副合を示す。		
		ホリューム (データ件数・数量等)	例) アンケート情報の場合、アンケート回答者の人数。地下鉄の源行データの場合、車百の数や駅の個数、出発時別と到着時間の総数等。		
		欠損・消去の順歴	例)地下鉄の運行データについて一定区間以降のデータを削除している場合、その旨を記 ****		

② 『AIDC DataCloud』を会員に無償ライセンス

~ 社内データ統制の実現を支援 ~





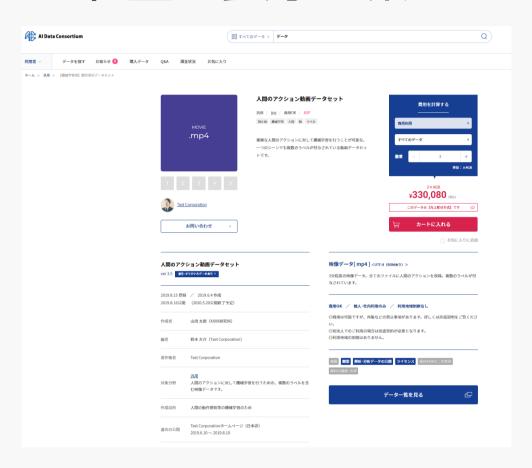


削減できる3つのコスト

- ■複雑な契約モデルの作成
- ■来歴に管理に対応した データ共有基盤の開発
- ■データ統制

来歴の表示と派生データ対応

Q&A









https://aidata.org

_